



参
考

参考1. 用語の解説

【あ行】

愛知県食育推進ボランティア

食生活や栄養の改善、親子料理教室や農林漁業体験活動など、県内各地域で様々な食育の推進活動を自主的に行っている方々を、県が募集・登録し、情報提供や活動の橋渡しなど活動を支援しています。

この制度に登録した個人やグループを愛知県食育推進ボランティアと呼んでいます。

いいともあいち運動

県内の消費者と生産者が相互理解や交流を深めたり、地産地消を進めることで、県民みんなで県の農林水産業を支えていこうという、愛知県独自の取組です。

「いいともあいち」には、

- ①県内の消費者と生産者が“いい友”関係になる。
- ②イート・モア・アイチ・プロダクト

=もっと愛知県産品を食べよう(利用しよう)
の意味が込められています。



いいともあいち推進店

いいともあいち運動の趣旨に賛同し、愛知県の農林水産物を積極的に販売する店舗や食材として利用する飲食店等のうち、県に登録された店です。2021年3月末現在で1,168店が登録されています。

いいともあいちネットワーク

いいともあいち運動の趣旨に賛同し、県民に向けて運動の展開を図ろうとする、生産から流通、消費に係る幅広い団体・企業等による、緩やかなネットワークです。2021年3月末現在で、1,704会員に達しています。

栄養教諭・学校栄養職員

栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理を行い、学校における食育推進の中核的な役割を担う教諭です。児童・生徒に食の自己管理能力や望ましい

食習慣を身に付けさせるため、「学校教育法」の改正に伴い2005年度から新たに学校へ配置できることになりました。

学校栄養職員は、栄養士の資格を有する学校職員です。学校において栄養管理や衛生管理などの給食の管理を行うほか、専門的立場から食育の推進に参画しています。

エシカル消費

「エシカル」とは英語で「倫理的・道徳的」という意味であり、「エシカル消費」は「地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動」とされています。具体的には、障がいのある人の支援につながる商品やフェアトレード商品、エコ商品、リサイクル商品、被災地商品等の購入、地産地消、食品ロス削減などといった、貧困や飢餓、雇用、地域活性化、気候変動、資源など様々な社会的課題や環境問題の解決につながる消費行動のことです。

SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Serviceの略語で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのことです。代表例としてTwitterやFacebook、Instagram等が挙げられます。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことです。先進国・途上国全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成され、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされています。

NPO(エヌ・ピー・オー)

Non-profit Organizationの略語で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う営利を目的としない民間組織のことです。

【か行】

管理栄養士・栄養士

管理栄養士、栄養士ともに、栄養士法に基づく資格です。

栄養士は、厚生労働省から栄養士養成施設として指定認可された学校を卒業して、知事の免許を受けた者です。

管理栄養士は、栄養士の資格を所持した上で、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けた者です。主に高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、特別な配慮を必要とする給食管理などを行います。

教育ファーム

子どもから大人まで、生産者の指導のもと、一連の農作業（同一作物について二つ以上の作業を年間2日以上行う）を体験する機会を提供する取組です。この活動を通じて、体験者が自然の恩恵に感謝し、食に関わる活動を理解することを目的としています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する前にまずその必要性を十分に考えること、購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること、そして購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄すること、この3つを適切に実施する活動を指します。

耕畜連携

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ることをいいます。

子ども食堂

無料または安価で子どもに食事を提供する民間発の取組。子どもが安心して食事ができる場としてのみならず、地域の人たちと一緒に食事をすることで子ど

もの孤立を防止し、子どもの健やかな成長を促すことのできる居場所としての効果が期待されています。

【さ行】

市民農園

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開設できます。

生涯学習支援ボランティア

ここでは、県民の生涯学習を支援するために、幅広い分野でボランティア活動をしている人を指します。生涯学習支援ボランティアの情報は、インターネット上の愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」で得ることができます。

消費生活モニター

消費者行政の推進に役立てるため、県内に居住する満20歳以上の方に依頼して、日常生活のなかでの危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・情報提供、アンケートへの協力及び消費者行政に関する意見・要望の提出をしてもらう制度です。

食育推進協力店

栄養成分表示や食育に関する情報提供等を行う飲食店等として、県の「食育推進協力店登録制度」に登録された飲食店等です。2008年5月に制度が始まり、2019年度末現在の登録数は3,074件となっています。

食育ネットあいち

県の食育に関するWebサイトで、プランで推進する4つの取組の方向に関連する食育情報や食育推進ボランティアの活動、その他食育イベント等の情報等を掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/>

食生活改善推進員

市町村等が開催する「食生活改善推進員養成講座」を修了し、地域における健康づくりの担い手として食生活を通じた様々な健康づくりのボランティア活動を行っている人のことです。「ヘルスマイト」とも呼ばれています。

食生活指針

2000年3月、当時の厚生省、文部省及び農林水産省が共同して、国民一人一人が留意すべき事項として次の10項目からなる食生活の指針を策定しました（2016年6月改定）。

- ①食事を楽しみましょう
- ②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを
- ③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を
- ④主食・主菜・副菜を基本に、食事のバランスを
- ⑤ごはんなどの穀類をしっかりと
- ⑥野菜・果物・牛乳・乳製品・豆類・魚なども組み合わせて
- ⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて
- ⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を
- ⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を
- ⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう

食農教育

明確な定義はありませんが、「食教育と農業体験学習を一体的に実施する活動」や「食と、それを生み出す農について体験し学ぶこと」といった意味で用いられています。

食品表示110番

食品表示の適正化を図ることを目的に、広く県民から食品の表示に関する問合せや情報提供を受け付けるために2002年2月に設置した専用電話のこと。2010年4月からは専用メールによる受付も開始しています。

食品ロス

食べ残しや売れ残り、可食部の過剰除去などにより、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品。

日本国内で、年間約600万トン発生しています。

水源のかん養

大雨が降ったときの急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようになると、河川に流れ出る水量や時期に関わる機能です。より広い意味では、水質浄化を含みます。

生物多様性

あらゆる生物の種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

全国食育推進ネットワーク「みんなの食育」

食育に係る幅広い関係者を会員とするネットワーク（事務局：農林水産省）で、会員相互の情報交換等を通じ、取り組む食育の質の向上と推進体制の強化を図り、国民運動としてより一層の食育の推進に資することを目的としています。食育に関する情報発信及び収集、会員相互の情報交換及び連携、会員同士が連携・協働した食育の取組の実施などが主な活動内容です。

【た行】

地産地消

地域で生産された食料（農林水産物）を地域で消費する取組。消費者にとっては、新鮮な生産物を入手でき、また生産者は消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの効果があります。輸送距離が短いため、地球温暖化等の環境問題への貢献も期待されます。

トレーサビリティ

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいい、追跡可能性ともいいます。

【な行】

日本型食生活

1970年代（昭和50年頃）に我が国で実践されてきた、主食である米を中心とし、魚、肉、野菜など多様な副食に果物などが加わった、栄養バランスのとれた食事のことをいいます。

認定こども園

2006年に創設された、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域における子育て支援を実施する施設です。

農業塾

農業の担い手の養成や、農業への理解を深めるため、栽培の基礎を学んだり、農作業の実習等を行つもの。市町村やJA等で開設しています。

農業体験農園

農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等が自ら行う農業経営の中に、都市住民等が、連続した農作業を体験できるもので、経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園です。

農林水産業が持つ多面的な役割

県土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農林水産業が適切に行われることによって発揮される、農林水産物の供給以外のいろいろな役割・機能のことです。

【は行】

バイオマス

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資源のことです。

HACCP(ハサップ)

Hazard Analysis Critical Control Pointの略語で、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに危害を分析し(HA)、特に重要な管理点(CCP)を連続的に管理することによって、安全な食品を作る衛生管理の手法です。

8020(はちまるにいまる)運動

生涯、自分の歯でおいしく食事ができるよう、80歳でも20本以上の自分の歯を保つことを目指す運動です。1989年に愛知県で提唱され、全国に広まっています。

「早寝早起き朝ごはん」運動

地域、学校等、家庭が一体となって、子どもの基本的な生活習慣を整えるため、2006年4月から文部科学省や日本PTA全国協議会などが全国展開している運動です。

フードドライブ

家庭で余った食品を持ち寄り、それらをまとめて、それを必要とする人々や福祉施設などにフードバンクなどを通じて届ける活動です。

フードバンク活動

企業からの包装の傷み等により、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や、家庭等で余った食品を、NPO等が企業や農家、個人等から寄付を受け、生活困窮者などに配給する活動です。

フレイル

加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態をいいます。

【ま行】

メタボリックシンドローム

Metabolic Syndrome(内臓脂肪症候群)

内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は血中脂質異常を重複的に発症させている状態をいい、動脈硬化性疾患の発生頻度が高まると言われています。

【ら行】

酪農教育ファーム

酪農体験を通じて食といのちの学びを支援することを目的として、酪農や農業、自然環境、自然との共生関係を学ぶことができる、(一社)中央酪農会議が認定した牧場や農場のことです。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、消費者などの関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めることです。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く方々にとって、「仕事」と育児・介護、地域活動など「仕事以外の生活」との調和がとれている状態をいいます。

参考2. 食育基本法・食育推進基本計画のポイント

【食育基本法(平成17年法律第63号)のポイント】

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。(第1条)

2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。(第9～13条)
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。(第15条)

3 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。(第16条)
 - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 食育の推進の目標に関する事項
 - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④ その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。(第17～18条)

4 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進(第19条)
- ② 学校、保育所等における食育の推進(第20条)
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進(第21条)
- ④ 食育推進運動の展開(第22条)
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(第23条)
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等(第24条)
- ⑦ 食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(第25条)

5 食育推進会議

- (1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長(農林水産大臣)及び委員25名以内で組織する。(第27条)
- (2) 都道府県に都道府県会議、市町村に市町村会議を置くことができる。(第32条、第33条)

【第4次食育推進基本計画(農林水産省、2021年3月31日)のポイント】

はじめに

食育を取り巻く課題に対するこれまでの取組に加え、「新たな日常」や社会のデジタル化に対応した食育の検討等、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性を高め、国民が実践しやすい社会環境づくりに取り組むことが必要。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1 重点事項

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす(83.2%→90%以上)
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす(週9.6回→週11回以上)
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす(70.7%→75%以上)
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす(子ども4.6%→0% 若い世代21.5%→15%以下)
- (5) 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
 - ・栄養教諭の指導回数(月9.1回→月12回以上)
 - ・地場産物使用割合が現状維持または向上した都道府県の割合(90%以上)
 - ・国産食材使用割合が現状維持または向上した都道府県の割合(90%以上)
- (6) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
 - ・実践する国民(36.4%→50%以上)
 - ・実践する若い世代(27.4%→40%以上)
 - ・食塩摂取量の平均値(10.1g→8g以下)
 - ・野菜摂取量の平均値(280.5g→350g以上)
 - ・果物摂取量100g未満の者の割合(61.6%→30%以下)
- (7) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす(64.3%→75%以上)
- (8) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす(47.3%→55%以上)
- (9) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす(36.2万人→37万人以上)

- (10) 農林漁業体験を経験した国民を増やす(65.7%→70%以上)
- (11) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす(73.5%→80%以上)
- (12) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす(67.1%→75%以上)
- (13) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす(76.5%→80%以上)
- (14) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
 - ・継承し、伝えている国民の割合(50.4%→55%以上)
 - ・郷土料理等を月1回以上食べている人の割合(44.6%→50%以上)
- (15) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす(75.2%→80%以上)
- (16) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす(87.5%→100%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 多様な関係者の連携・協働の強化
- (2) 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
- (3) 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
- (4) 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
- (5) 基本計画の見直し

参考3. 愛知県食育推進会議条例(平成18年愛知県条例第4号)

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

(組織)

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(会議)

第四条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 推進会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考4. 愛知県食育推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略 2021年3月22日現在)

氏名	所属・役職等	備考
大村 秀章 おおむら ひであき	愛知県知事	会長
一柳 育美 いちやなぎ いくみ	愛知県国公立幼稚園・こども園長会 副会長	
上原 正子 うえはら まさこ	公益社団法人愛知県栄養士会 副会長	
遠藤 健司 えんどう けんじ	中日新聞社編集局生活部 部長	
小田 敦子 おだ あつこ	愛知県栄養教諭研究協議会 会長	
加藤 勇二 かとう ゆうじ	愛知県農業協同組合中央会 代表理事理事長	
加納 誠司 かのう せいじ	国立大学法人愛知教育大学 教授	
倉地 直之 くらち なおゆき	愛知県酪農農業協同組合 参事	
小出 詠子 こいで えいこ	公益社団法人愛知県医師会 理事	
近藤 靖子 こんどう やすこ	一般社団法人愛知県薬剤師会 副会長	
酒井 映子 さかい えいこ	愛知学院大学 教授	
杉田 哲利 すぎた てつとし	愛知県小中学校長会給食委員会 委員長	
高野 信枝 たかの のぶえ	愛知県食生活改善推進員協議会 会長	
武田美穂子 たけだ みほこ	愛知県経営者協会 総務・企画部次長	
田中 靖世 たなか やすよ	愛知県小中学校PTA連絡協議会 副会長	
谷川 明美 たにかわ あけみ	公募委員	
徳丸 啓二 とくまる けいじ	一般社団法人愛知県歯科医師会 副会長	
鳥居 久雄 とりい ひさお	一般社団法人愛知県調理師会 副会長	
中島 幸一 なかしま こういち	公益財団法人愛知県学校給食会 理事長	
中根 雅希 なかね まさき	日本労働組合総連合会愛知県連合会 国民運動局長	
野山三津雄 のやま みつお	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 常務理事	
平光佐知子 ひらみつ さちこ	生活協同組合コープあいち 副理事長	
水谷 一江 みずたに かずえ	愛知県農業経営士協会 会長	
村松 桂子 むらまつ けいこ	農村輝きネット・あいち 会長	
吉田 典子 よしだ のりこ	愛知消費者協会 会長	
渡邊たまみ わたなべ たまみ	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 副部会長	
和出 隆治 わで たかはる	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務	
長谷川 洋 はせがわ ひろし	愛知県教育委員会教育長	
中根 俊樹 なかね としき	愛知県農業水産局長	

参考5. 第4次愛知県食育推進計画検討会設置要綱

(目的)

第一条 第4次愛知県食育推進計画案を作成するため、愛知県食育推進会議運営要綱第7条の規定に基づき、「第4次愛知県食育推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第三条 検討会は、農業水産局長が招集する。

- 2 座長は必要があると認めたときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

- 3 構成員に事故があったときは、委任された者が職務を代理することができる。

(庶務)

第四条 検討会に関する庶務は、農業水産局農政部食育消費流通課において処理する。

(雑則)

第五条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

◎第4次愛知県食育推進計画検討会構成員名簿(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
加納 誠司 かのう せいじ	国立大学法人愛知教育大学 教授	
酒井 映子 さかい えいこ	愛知学院大学 教授	座長
小路 光子 しょうじ みつこ	愛知県食生活改善推進員協議会 副会長	
杉田 哲利 すぎた てつとし	愛知県小中学校長会給食委員会 納付委員長	
杉野由起子 すぎの ゆきこ	愛知県栄養教諭研究協議会 参与	
谷川 明美 たにかわ あけみ	愛知県食育推進会議 公募委員	
鳥居 久雄 とりい ひさお	愛知県調理師会 副会長	
中根 雅希 なかね まさき	日本労働組合総連合会愛知県連合会 国民運動局長	
平光佐知子 ひらみつ さちこ	生活協同組合コープあいち 副理事長	
三浦 伸介 みうら のぶゆき	愛知県漁業協同組合連合会 総務部長	
村上 光男 むらかみ みつお	愛知県農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 部長	
渡邊たまみ わたなべ たまみ	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会 副部会長	

参考6. 食育推進に関するお問い合わせ先

◎愛知県

名 称	電話・ファクシミリ	電子メール・URL
農業水産局農政部食育消費流通課 (総合窓口・農林水産関係)	TEL 052-954-6396 FAX 052-954-6940	E-mail shokuiku@pref.aichi.lg.jp URL https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/
保健医療局健康医務部健康対策課 (健康福祉関係)	TEL 052-954-6271 FAX 052-954-6917	E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/
教育委員会事務局学習教育部保健体育課 (教育関係)	TEL 052-954-6839 FAX 052-954-6965	E-mail hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/

◎関係団体等

名 称	電話	URL等
愛知県栄養教諭研究協議会	—	http://www.aichi-ek.com/
愛知県漁業協同組合連合会	052-971-3501	
愛知県経営者協会	052-221-1931	https://www.aikeikyo.com/
愛知県国公立幼稚園・こども園長会	052-793-3851	(問合せ先 名古屋市立二城幼稚園)
愛知県小中学校PTA連絡協議会	052-251-8820	http://www.aichi-syoucyuu-p.com/
愛知県小中学校長会	052-261-8152	
愛知県食生活改善推進員協議会	052-954-6271	(問合せ先 県健康対策課内)
愛知県農業協同組合中央会	052-951-6940	
愛知県農業経営士協会	052-954-6413	(問合せ先 県農業経営課内)
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450	
愛知消費者協会	052-962-2530	
一般社団法人愛知県歯科医師会	052-962-8020	https://www.aichi8020.net/
一般社団法人愛知県調理師会	052-913-5271	http://kenaicho.la.coocan.jp/
一般社団法人愛知県薬剤師会	052-953-4555	https://www.apha.jp/
公益財団法人愛知県学校給食会	0562-92-3161	http://aigaku.org/
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	0562-82-0211	http://www.ahv.pref.aichi.jp/ahpf/index.htm
公益社団法人愛知県医師会	052-241-4136	https://www.aichi.med.or.jp/
公益社団法人愛知県栄養士会	052-332-1113	https://www.aichiken-eiyoushikai.or.jp/
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会	052-212-5509	https://www.aichi-fukushi.or.jp/
生活協同組合コープあいち	052-703-6022	http://coopaichi.tcoop.or.jp/
日本労働組合総連合会愛知県連合会	052-684-0005	https://www.rengo-aichi.or.jp/
農村輝きネット・あいち	052-954-6409	(問合せ先 県農業経営課内)

愛知県食育推進会議

事務局 愛知県農業水産局農政部食育消費流通課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6396 (ダイヤルイン) FAX 052-954-6940

E-mail shokuiku@pref.aichi.lg.jp

Web サイト「食育ネットあいち」 <https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/>

デザイン 愛知県公立大学法人(愛知県立芸術大学 佐藤直木研究室)





食育ネットあいち

<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokukunet/>

